平成２５年（フ）第２８７号
愛媛県松山市空港通２丁目４番32号　コーポＭＣ301号
債務者　平尾小百合
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３００号
愛媛県松山市三町３丁目14番14号
債務者　南　　貴彦
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１６号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目10番４―104号
債務者　小峰　則光
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
長崎県長崎市葉山２丁目４番13号　南アパート201号、旧住所長崎県長崎市樺島町６番12号　玉江ビル406号
債務者　中尾　壽子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
福井市高木２丁目111番地、旧住所福井市舟橋町第14号２番地１
債務者　陣内工業こと　陣内　平太
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
福井市高須町第71号15番地
債務者　高山　有治
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
福井県吉田郡永平寺町松岡松ケ丘１丁目１番地
債務者　竹内　峯弘
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
福井市日之出５丁目９番７号　メゾン匠101号室
債務者　三田村　勉
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
島根県江津市嘉久志町イ1439番地４　コーポ本多202号
債務者　佐藤日出磨
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１５７号
山口県下関市幡生本町23番14号　富士ハイム202号
債務者　中村　友治
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
富山市黒瀬546番地４、住民票上の住所富山市東中野町２丁目１番１―1202号　サーパス東中野
債務者　小林　富昭
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
富山市堀川町727番地　コーポひろせ102号、前住所富山市東老田780番地１
債務者　平野　明彦
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５９号
熊本県上益城郡益城町大字福原41番地１
債務者　坂本　一人
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県丹波市山南町北和田204、住民票上の住所神戸市北区上津台２丁目24番15号
債務者　北山　誠二
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１９２３号
愛知県日進市栄３丁目1201番地　プラウド日進702
債務者　加藤美絵子（旧姓高田・池田）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６４号
愛知県あま市甚目寺山之浦183番地２
債務者　中川　尚子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１号
青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通13番地７
債務者　植村　　操
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係